通信の秘密について

- 総務省HPには「通信の秘密の保障には、通信の内容だけでなくその存在の秘密が確保されることも含まれるものですから、上記の各法律の保護の及ぶ範囲は、通信内容だけでなく、通信当事者の住所、氏名、通信日時、発信場所等通信の構成要素や通信の存在の事実の有無を含むものです」と書かれている(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_faq/5Privacy.htm)。今回の法案作成者も同じ認識か？ そうであれば、「メタデータだけ見れば通信の秘密は侵さない」という主張はおかしいのではないか？
- メタデータ以外のデータは自動選別後すぐに消去すると言っているが、それはどのように担保するのか？ 不正な方法で残していた場合、それは犯罪に問われるか？

特定内外/外内通信目的送致措置について

- 「重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の国外設備」を送信先/元とする通信を取得・分析するというが、そもそもどのようにしてそのような疑いをかけるのか？ 既に通信情報を取得していることが前提にならないか？

外国政府等への情報提供について

- 新法案28条は「外国の政府又は国際機関」に選別後通信情報を提供できるとしているが、ここでいう「国際機関」とは何を想定しているのか？ NATOのような軍事機関も含まれるか？

委員会の検査等について

- 新法案第63条は、「委員会は、自動選別若しくは第三十五条第一項の規定による措置、非識別化措置又は再識別化措置が行われたときは、速やかに」検査をさせると規定している。もしこの法案が成立すれば、政府は日々膨大に送られてくるデータを自動選別することになると思うが、一体どれくらいの頻度で検査をさせると想定しているのか。本当に自動選別が行われるたびごとに検査を行うことが可能なのか。

無害化について

- 警察官の行うアクセス・無害化措置は、法案では「加害関係電子計算機に記録されている加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るもの」とされている。「危害防止のため通常必要と認められる」と言うのは余りに曖昧で、しかも既にアクセス・無害化措置を行う体制整備がされている国については、内閣官房自ら「国家による国外でのサイバー行動は秘密又は非公然の活動として行われているとされ、諸外国における当該措置の実施については、法制上明文化されているものもあるが、必ずしも明確になっていないものも多い」と注釈を付けている。比較対象が判らない以上、「通常必要と認められる範囲」かどうかの判

断基準もなく、この法案の書き方では何一つ措置の様態や規模を限定することが出来ないのではないか？

- 警察官が、加害関係電子計算機が国内に設置されていると認める相当な理由がない場合におけるアクセス・無害化を実施する際、「当該サイバー危害防止措置執行官は、あらかじめ、警察庁長官を通じて、外務大臣に協議しなければならない」との規定があるが、具体的に何を協議するのか、外務大臣の合意が得られない限り措置を実施しないのか、等何も踏み込んだ規定がない。内閣官房の強力な総合調整の下で措置を実施するということは、逆に外務大臣が措置に前向きでない場合であっても、措置が行われるということではないか？
- 今回の法案には、アクセス・無害化措置を行う際、それにより文民・民用物・特別の保護の対象が影響を受けないようにするための予防措置(タリンマニュアル2.0規則114～121)の規定がない。また、万一アクセス・無害化措置を誤った、想定していない被害を出してしまった、といった場合の日本政府としての被害回復・損害賠償の定めもない。これはタリンマニュアルが求める水準に達していないのではないか？
- 警察官がアクセス・無害化を行う場合の要件である「そのまま放置すれば人の生命、身体、又は財産に対する重大な危害が発生する恐れがあるため緊急の必要がある」は、明らかに「国家の根本的な利益に対する重大で差し迫った危険」という緊急避難の要件(規則26)より軽い。ある個人の財産に重大な危害が発生する恐れがあるということだけでは、明らかに緊急避難の要件を満たし得ないのではないか？
- 自衛隊がアクセス・無害化を行う場合の要件は、「本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合」とされている。国家に帰属する攻撃を意味するというが、国家に帰属するものだけを指すようにしようと思えば、「国家の指示に従い又はその指揮若しくは命令下でなされた場合、又は国家が当該活動を自己の活動として認め、かつ採用した場合」(規則17)のような、極めて限定的な書き方も可能である。今回の法案の書き方は、意図的に拡大解釈の余地を残しているのではないか？
- 米軍等の求めを受け、自衛隊法第81条の3第1項で規定する要件を満たした場合、自衛隊は米軍と共にアクセス・無害化措置を行う可能性はあるか？ その場合は、どのような指揮系統で行われるのか。米軍と共同行動する場合の正当化根拠は何か？